

ADR 法第 6 条の「弁護士の助言」等を行う弁護士の推薦等に関するガイドライン

日本弁護士連合会

1 基本的な考え方

弁護士会は、これまでの日弁連意見書、ADR 検討会でのプレゼンテーションで述べてきたように、弁護士会外の ADR についても積極的に協力・支援し、もって民間 ADR の拡充・活性化を推進することを基本方針とする。その協力・支援の理念は、以下の通りである。

- (1) ADR が手続的にも内容的にも法律に則り適正なものとなることが担保されること（弁護士法第 72 条の趣旨を害さないことと重なる）および
- (2) (1) が満たされることを条件に弁護士以外の者が手続実施者、運営者として広く活躍できるようにすること。

これを前提に弁護士会が弁護士会外の ADR について「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（以下、「ADR 法」という）第 6 条の「弁護士の助言」体制につき協力する際の条件についてのガイドラインを 2 に示す。

なお、ADR 法に定められた「弁護士の助言」の基準と弁護士会が協力する際の条件としての基準は当然違ってよい。しかし他方、根幹部分（手続への弁護士の関与の部分）について、法の要求とあまり異なる基準を条件とすることは適切でないと考える。

また、ガイドラインは ADR 法に基づく認証 ADR を主として想定しているが、非認証 ADR については協力しないということではない。ただ、非認証 ADR については、ガイドラインのうち手続への弁護士の関与の部分については、厳格に弁護士との共同実施を条件とすることとなろう（ADR 法施行前の他団体への協力についても同様）。

2 ガイドライン

(1) 取扱い分野：

取扱い業務範囲が当該団体・機関の活動、業務と密接に関連し、その専門性が発揮できる範囲であること。

(2) 手続への弁護士の関与：

- a. 弁護士が手続実施者の一員として入ることを原則とする。ただし、軽微な事案等一定の合理的な理由がある場合には、弁護士は手続実施者として入らず、和解契約締結、不調による終了等手続の重要な部分で弁護士が手続実施者に助言することにとどめることも可とする。（原則として、具体的な案件毎にその手続実施期日等において予め事案内容を承知している弁護士がいつでも個別具体的な助言等ができるような体制にあることが求められる。）
- b. 弁護士の助言も必要のない場合があることは否定しないが、それは予め弁護士会と協議のうえ合理的な基準をもって定める一定の場合（例えば軽微な事案でかつ不調により終了する場合または軽微な事案でかつ一定の定型的な和解とな

る場合など)に限ること。かつそのような一定の場合に該当するかの判断が恣意的になされないよう、基準を明確化しかつ事前または少なくとも事後にそれら該当性判断の適否について審査・報告する仕組みがある等の手当てがなされていること。

- c. 手続実施者の一員となりまたは助言する弁護士は、弁護士会の推薦した弁護士に限ること。
- d. 弁護士の関与の体制が、規則や契約により根拠付けられていること。

(3) 機関の運営：

ADR 機関の運営に関しても、弁護士会が何らかの適切な形で関与すること(例えば共同運営、運営委員の弁護士会からの推薦派遣、運営に関する定期的な協議会・懇談会など)。

(4) その他：

当該機関で行われる手続における代理や当該機関で付随して行われる相談について、弁護士法違反を助長・許容するような仕組みや慣行がないこと。

以上

(2005年(平成17年)8月26日 制定)

(2008年(平成20年)6月20日 改称)